

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における県税の課税免除に関する条例	H12.7 H14.7 改正 H16.7 改正 H17.10 改正 H19.7 改正 H22.7 改正 H25.7 改正 H27.7 改正 H29.7 改正	○工業生産設備取得額 2,700 万円超	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例	H14.3 H19.3 改正 H22.3 改正 H25.3 改正 H28.3 改正 H31.3 改正	<p><航空宇宙関連産業の製造業></p> <p>○要件 次のいずれにも該当すること</p> <p>①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産等の固定資産取得費用(土地を除く)</p> <p>②常時雇用する労働者が5人以上</p> <p>③原則、家屋取得後6ヶ月以内に事業を開始すること</p> <p>④事業を開始した日から3ヶ月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること</p> <p>○対象不動産 〔対象家屋〕 免除対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地</p>	次のいずれかの区域に該当すること ①「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」(以下「特区」)の区域 ②特区の区域が所在する市町村の長の申出に基づき、知事が指定した区域	—	—	課税免除
		<p><製造業・運輸業等></p> <p>○要件 次のいずれにも該当すること</p> <p>①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産等の固定資産取得費用(土地を除く)</p> <p>②常時雇用する労働者が5人以上</p> <p>○対象不動産 〔対象家屋〕</p>	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域	—	—	課税軽減 ○中小企業者 不動産取得税額の 3/4 に相当する額 ○その他 (大企業等) 不動産取得税額の 1/2 に相当す

		事業(対象区域ごとに知事が指定)の用に供するために、新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地				る額
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	----

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件			
					補助対象事業等	補助額等	限度額	
21世紀高度先端産業立地補助金	H24.4 H27.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正	高度先端産業に係る工場を新增設等する企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 50億円以上 ○中小企業 2億円以上	○大企業 県内全域 ○中小企業 県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業であって、製品又は研究内容に高度先端性が認められるもの ア 航空宇宙関連 イ 環境・新エネルギー関連 ウ 健康長寿関連 エ 情報通信関連 オ 先端素材関連 カ ナノテクノロジー関連 キ バイオテクノロジー関連	固定資産取得費用(土地を除く)の10% (既設工場内の設備を一新する場合は5%)以内	100億円(投資額が300億円以下の場合は10億円)	
			(2)雇用要件 新增設に伴い、下記の新規常用雇用の増加があること ○大企業 20人以上 ○中小企業 5人以上					但し300億円を超える投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇員者を追加
			但し300億円を超える投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇員者を追加					
		高度先端産業に係る研究所を新增設等する企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 5億円以上 ○中小企業 2億円以上	県内全域		固定資産取得費用(土地を除く)の20% (既設工場内の設備を一新する場合は10%)以内	100億円(投資額が300億円以下の場合は10億円)	
			(2)雇用要件 要件なし					但し300億円を超える投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇員者を追加
			但し300億円を超える投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇員者を追加					
新あいち創造産業立地補助金 Aタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正	20年以上、県内(新增設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 25億円以上 ○中小企業 1億円以上 (2)雇用要件 支援期間中において、下記の常用雇員者を維持 ○大企業 100人以上 ○中小企業 25人以上	県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 自動車関連 イ 航空宇宙関連 ウ 環境・新エネルギー関連 エ 健康長寿関連 オ 情報通信関連 カ ロボット関連	固定資産取得費用(土地を除く)の10%以内	10億円	

					○愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種		
新あいち創造産業立地補助金 Bタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正	サプライチェーンの中核をなす非代替な部品・素材分野の工場・研究所の新增設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 5億円以上 ○中小企業 2,000万円以上 (2)雇用要件 新增設等を行う工場等で下記の常用雇員者の増加があること ○大企業 20人以上 ○中小企業 5人以上	県内全域	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 自動車関連 イ 航空宇宙関連 ウ 環境・新エネルギー関連 エ 健康長寿関連 オ 情報通信関連 カ ロボット関連	固定資産取得費用(土地を除く)の10% (既設工場等内の設備を一新する場合は5%)以内	10億円
		高い成長性が見込まれる分野又は企業で、工場・研究所の新增設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 25億円以上 ○中小企業 2,000万円以上 (2)雇用要件 新增設を行う工場等で下記の常用雇員者の増加があること ○大企業 20人以上 ○中小企業 5人以上				

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
パワーアップ資金「企業立地・地域未来投資」貸付制度	H8.4 H21.4 改正 H22.4 改正 H30.4 改正	中小企業者	県内の工場適地等に工場等を立地しようとする製造業、物流業(道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る)、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者	1.工場適地 2.工業専用地域、工業地域、準工業地域 3.県企業庁又は県内市町村(一部事務組合、公営企業、地方公社等を含む)が造成した工業用地 4.工場跡地 5.その他、知事が工場適地等と証明したもの	1.工場等の新增設、機械設備の導入に必要な設備資金・運転資金 2.地域未来投資促進法に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	3年 年1.0% 5年 年1.1% 7年 年1.2% 10年 年1.3% 15年 年1.5% (据置1年以内) ※10・15年は設備資金のみ	2億円
				地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者			

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
愛知県企業庁	愛知県企業庁造成の以下の地区に立地する企業 (1)臨海用地 ①衣浦14号地 ②御津1区 ③御津2区 ④田原1区・田原1区(ふ頭) (2)中部臨空都市 ①空港島 ②空港対岸部	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間 10～20年 ・更新なし ・期間の途中及び満了時において売却可 ・年間賃貸料 <ul style="list-style-type: none"> (1)臨海用地 分譲価格×3%+固定資産税相当額 (2)中部臨空都市 分譲価格×4.2%+固定資産税相当額 ・保証金 月額賃貸料×12～24か月分(契約終了時に返還)